熊本市学校規模適正化基本方針（素案）について

教育改革推進課

１　改定の趣旨

本市では平成２４年（２０１２年）７月に外部有識者等による「熊本市学校規模適正化検討委員会」を設置し、学校の規模と配置に関する基本的な考え方と小中学校の将来的な方向性についての議論を重ね、平成２５年（２０１３年）３月、報告書が提出された。教育委員会ではこの報告書を基に、平成２６年（２０１４年）６月に「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、最適な教育環境の実現のため、小中学校の規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策を示した。

しかし、方針策定後、児童生徒数は徐々に減少し、最新の推計では令和１２年（２０３０年）までの６年間で通常学級の児童生徒数は約３，５００人減少すると見込まれている。

また、農業振興地域や山間部、一部の都市部で児童生徒が減少し、複式学級や単学級の学校が増加している一方、住宅開発による人口流入や社会状況の変化に伴い、学校が大規模化するという偏在化もみられている。

このようなことから、最適な教育環境を整備するため、従来の基準に加え、適正規模・適正配置の方策について整理しました。

２　取組の内容について

添付の熊本市学校規模適正化基本方針（素案）【概要版】、熊本市学校規模適正化基本方針（素案）のとおり

３　これまでの取組

年	月日	内容
令和６年（２０２４年）	４月３０日	第１回熊本市学校規模適正化検討会議
	６月１８日	第２回熊本市学校規模適正化検討会議
	７月　３日	第３回熊本市学校規模適正化検討会議
	１０月　７日	第４回熊本市学校規模適正化検討会議

※教育委員会事務局の部長及び関係課長等で構成し、「熊本市学校規模適正化基本方針（改訂版）」についての検討を行う。

４　今後の主なスケジュール

年	月	内容
令和６年（２０２４年）	１２月	議会（素案の報告）
	１２月	パブリックコメント
令和７年（２０２５年）	１月	教育委員会会議（改訂案の協議）
	３月	議会（改訂案の報告）
	３月	教育委員会会議（議決）

熊本市学校規模適正化基本方針（素案）【概要版】

前回の方針策定時から令和６年（２０２４年）まで、児童生徒数は徐々に減少していっており、更に、令和１２年（２０３０年）までの今後６年間で通常学級の児童生徒数は約３，５００人減少すると見込まれている。一方で、一部地域では住宅開発による人口流入や社会状況の変化に伴い、学校が大規模化し、近年、プレハブ教室が増加している状況もみられる。

このようなことから、最適な教育環境を整備するため、従来の基準に加え、適正規模・適正配置の方策について整理した「熊本市学校規模適正化基本方針（改訂版）」を策定する。

第１章　学校規模適正化に向けたこれまでの取組

１　これまでの取組

（１）分離新設による適正化

分離校名	田迎西小学校		力合西小学校		龍田西小学校	
分離前学級数	田迎小学校【３１学級】		力合小学校【３１学級】		龍田小学校【３６学級】	
分離年度	平成２５年度		平成２６年度		平成２８年度	
令和６年度 学級数	田迎小 １３学級	田迎西小 １７学級	力合小 １７学級	力合西小 ２１学級	龍田小 １９学級	龍田西小 １４学級

（２）統合による適正化

	松尾東小学校	松尾西小学校	松尾北小学校	小島小学校
平成２７年度学級数	３学級	４学級	３学級	６学級
平成２８年度統合	小島小学校			
令和６年度学級数	１２学級			

	河内小学校	河内小学校白浜分校
平成２９年度学級数	６学級	２学級（複式学級あり）
平成３０年度統合	河内小学校	
令和６年度学級数	６学級（複式学級解消）	

（３）緩衝地区の設定による適正化

託麻中学校の大規模校化への対策として、平成３０年度（２０１８年度）、託麻中学校が進学の指定校だった田迎南小学校のすべての校区に対して、隣接校の出水南中学校へ進学を選択できる緩衝地区の設定を行う。

（４）天明校区施設一体型義務教育学校の取り組み

天明校区の中緑小学校、銭塘小学校、奥古閑小学校、川口小学校の４小学校については、全学年が単学級又は複式学級となっており、今後も児童数が減少していくことが見込まれる。

そこで現在、小学校４校と天明中学校をひとつにした、本市初となる施設一体型義務教育学校の開校に向けて取り組んでいる。

２　基本方針の位置付け

基本方針は、「熊本市教育振興基本計画」における基本的方向性を踏まえ、豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育むための教育環境の充実と向上を図ることを目的とし、今後の基本的な考え方やそれを実現していくための手法等を示し、その推進を図る。

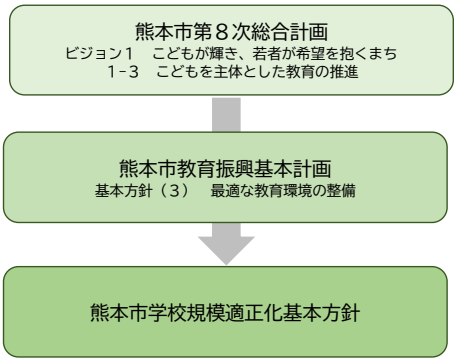

第２章　学校の適正規模・適正配置の必要性（現状と課題）

１　本市の現状

（１）規模別学校数（令和６年（２０２４年）５月１日現在）

	過小規模校	小規模校		適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	【1～5 学級】	【単学級】	【7～11 学級】	【12～24 学級】	【25～30 学級】	【31 学級以上】
	３校	１３校	１２校	５７校	６校	１校
中学校	【1～2 学級】	【単学級】	【4～11 学級】	【12～24 学級】	【25～30 学級】	【31 学級以上】
	０校	２校	１９校	１８校	３校	０校

・小学校には複式学級のある学校が３校ある。

（２）学校規模によるデメリット

①小規模校のデメリット

・切磋琢磨競い合いが少なく、集団生活になじみづらい。

・多様な意見に触れることが少なく、協調性や社会性を身に付けにくくなる。

・教員数が少ないため、教科等バランスのとれた配置が行いにくい。

②大規模校のデメリット

・全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。

・学校行事等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。

・特別教室や体育館等の施設等の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

２　本市の課題

（１）学校数の変化はほとんどないが、児童生徒数は年々減少している。

児童生徒数と学校数の推移

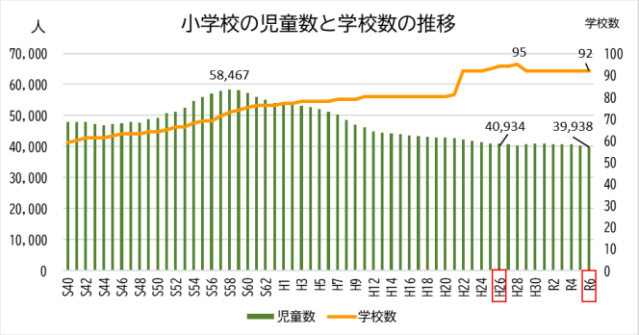

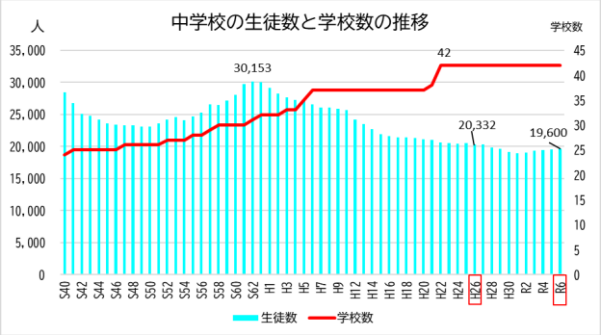

（２）小学校の児童数・学級数は今後も減少傾向にあり、中学校の生徒数・学級数は今後数年は増加するが、以降は減少すると予想されている。

通常学級における児童生徒数と学級数の将来推計

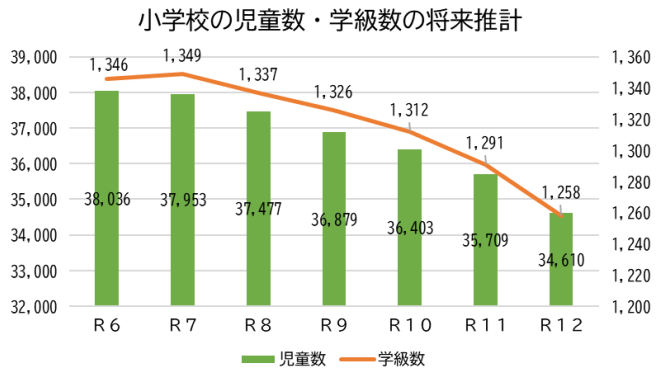

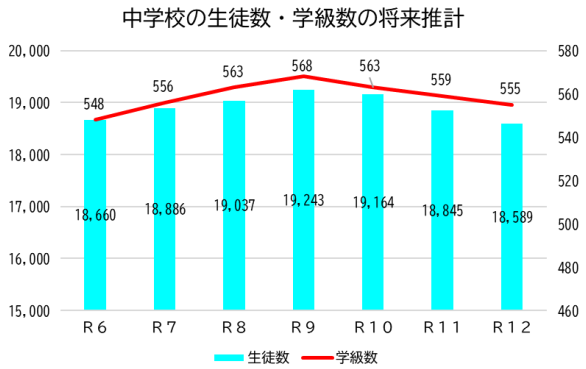

（３）本市の北部、西部には小規模校が多く、東部、中央部には比較的大きな学校が多く、偏在化が見られる。

学校規模による分布図

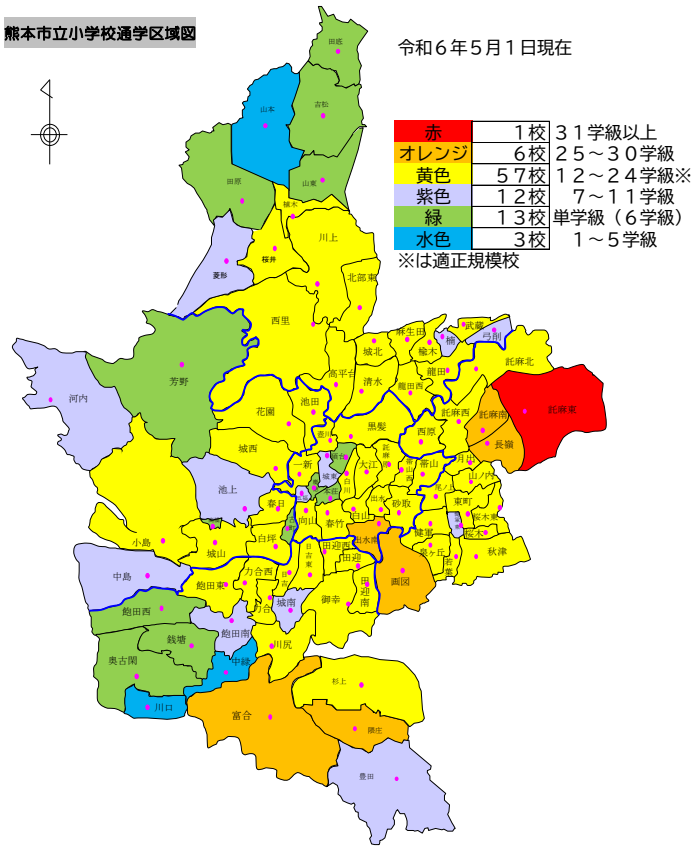

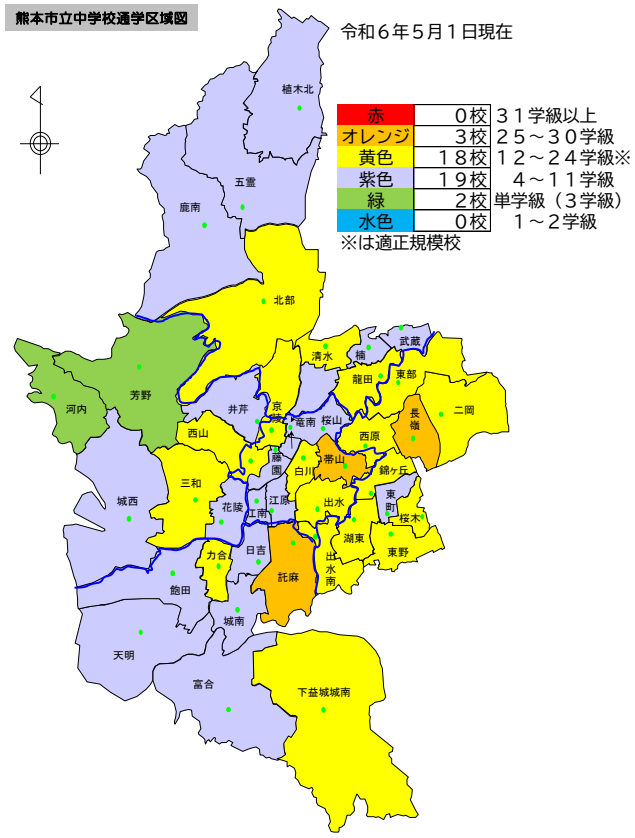

第３章　適正規模・適正配置の方策

１　適正化の基準

（１）適正規模の基準

・【小学校】　１２学級以上から２４学級以下（一学年：２学級から４学級）

・【中学校】　１２学級以上から２４学級以下（一学年：４学級から８学級）

（２）通学距離の基準

・【小学校】　おおむね４㎞以内

・【中学校】　おおむね６㎞以内

２ 適正化の方策

（１）小規模校への対応

ア　緩衝地区の弾力化

イ　学校選択制度

ウ　地域の実情を踏まえた通学校区の見直し

エ　隣接校との統合

（２）大規模校への対応

ア　緩衝地区の弾力化

イ　学校選択制度

ウ　地域の実情を踏まえた通学校区の見直し

エ　分離新設

【統合検討基準】

・複式学級がある学校

・全学年において単学級となる学校

【統合の方法】

・小学校同士（中学校同士）の統合

・小学校と中学校の統合

【分離校設置検討基準】
・長期間で３１学級以上となる場合
　ただし、３１学級以上で、将来の児童生徒数が減少傾向にない場合
・校区内に分離するための適切な用地確保ができる場合

３ 適正化の手順

学校規模や配置の適正化については、児童生徒、保護者、地域の方々と学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って検討を行い、理解と協力を得ながら進めていく。

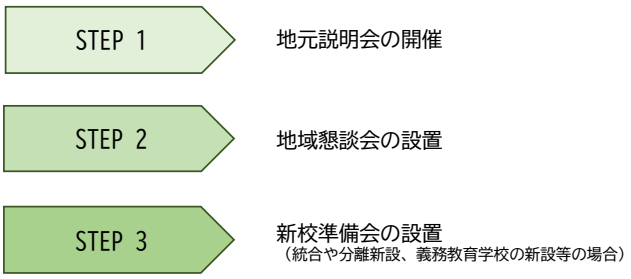

第４章　適正化に向けた取組

１　今後の取組

第１段階の検討対象校
１　複式学級がある学校
・中緑小学校（令和９年度（２０２７年度）より天明義務教育学校）
・川口小学校（令和９年度（２０２７年度）より天明義務教育学校）
・山本小学校
２　複式学級が見込まれる学校
・田底小学校（令和１０年度（２０２８年度））
・芳野小学校（令和１１年度（２０２９年度））
・田原小学校（令和１１年度（２０２９年度））
３　全学年単学級が続く学校（～令和１２年度（２０３０年度））
・碩台小学校
・慶徳小学校
・本荘小学校
・古町小学校
・高橋小学校
・飽田西小学校
・吉松小学校
・芳野中学校
・河内中学校
４　３１学級以上が続く学校（～令和１２年度（２０３０年度））
・託麻東小学校

資料１

ア　緩衝地区の弾力化①

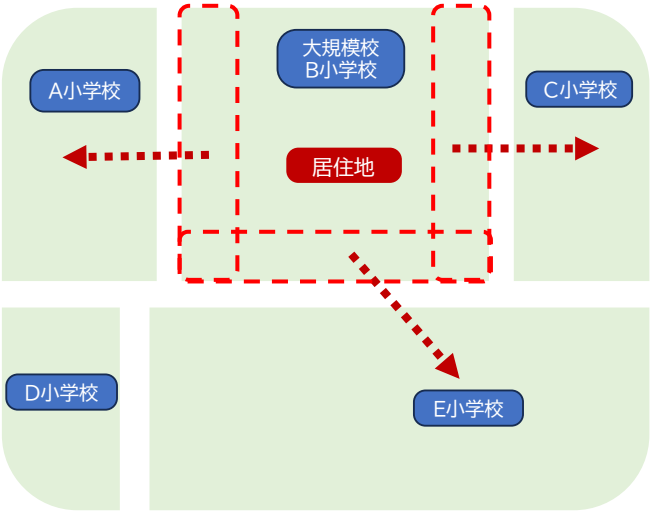

地域の要望や学校の実態（大規模校か小規模校か）を考慮して、Ｂ小学校の一部または全部を、Ａ小学校やＣ小学校、Ｅ小学校の緩衝地区として設定し、規模の適正化をはかる。

※　緩衝地区

これまでにも実施している方策。
例：令和６年度、大規模校である長嶺小学校区１町内のすべてを、隣接する適正規模校である月出小学校の緩衝地区とした。

ア　緩衝地区の弾力化②

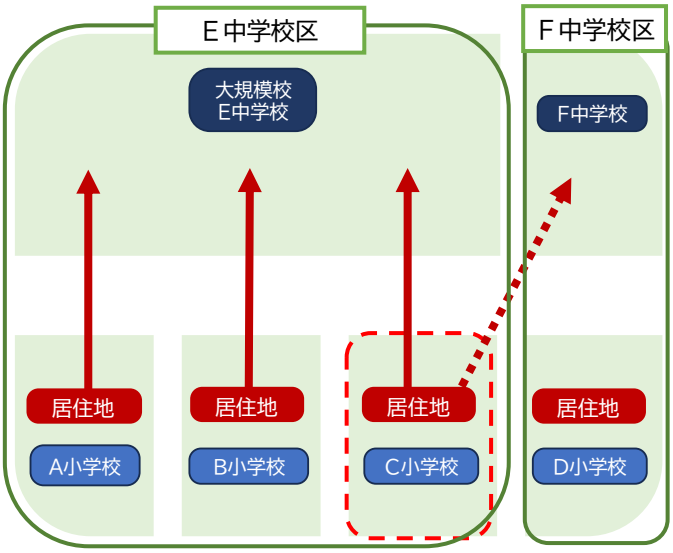

＜従来＞
Ａ・Ｂ・Ｃ小学校→Ｅ中学校が指定校
（大規模校）

＜緩衝地区の弾力化＞
Ｃ小学校区の一部またはすべての児童の進学先を、指定校であるＥ中学校に加えて、Ｆ中学校も可能とすることで、Ｅ中学校の大規模化を抑制する

これまでにも実施している方策。
例：平成３０年度、大規模校である託麻中学校区の田迎南小学校のすべての校区を、隣接する適正規模校である出水南中学校に進学できる緩衝地区とした。

イ　学校選択制度（小規模校）

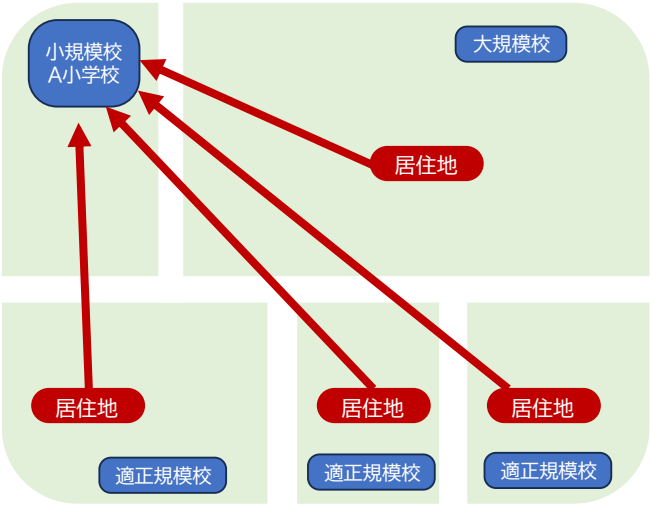

継続的に小規模校が見込まれる学校へ、熊本市内の適正規模以上の学校から自由に就学することができる制度。

【事例】
継続的に小規模校が見込まれるＡ小学校には、熊本市内のすべての適正規模校、大規模校から就学することができる。

イ　学校選択制度（大規模校）

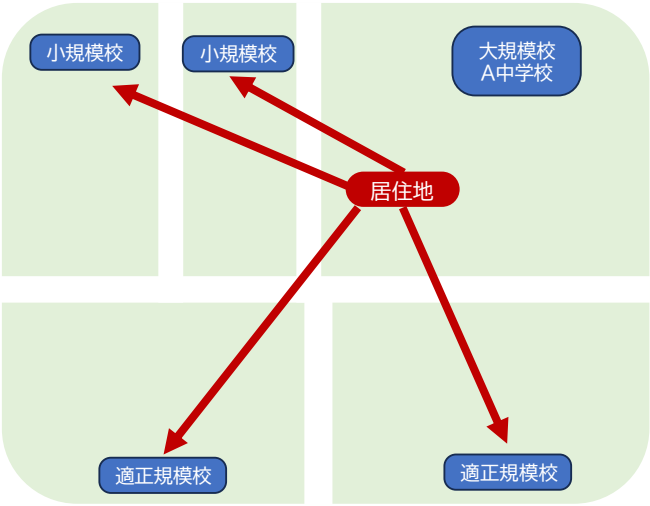

継続して大規模校が見込まれる学校から、熊本市内の大規模校以外の学校へ自由に就学することができる制度。

【事例】
継続的に大規模校が見込まれるＡ中学校からは、熊本市内のすべての小規模校、適正規模校に就学することができる。

ウ　地域の実情を踏まえた通学校区の見直し

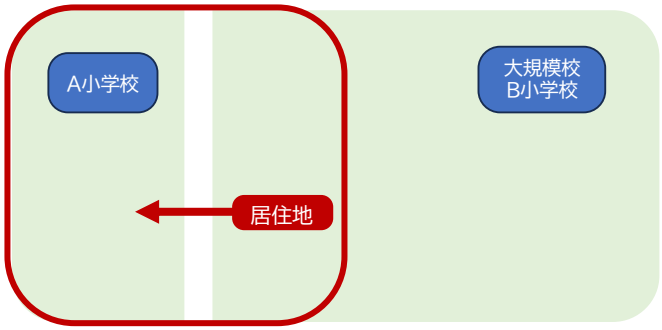

対象校の通学区域に変更する方策で、変更後も双方が適正規模となる場合に行う。

【事例】
Ａ小学校及びＢ小学校区の通学校区を見直し、Ｂ小学校の通学校区の一部をＡ小学校の通学校区とする。

通学校区を変更するため、規模適正につながる取組である。
地域の実情を踏まえる必要もあり、近年の実施例はない。

他都市の適正化に向けた対策

＜学校の特色を生かした事例＞

都市	対象校	特色	現状・成果
宇都宮市 ＨＰ参照	小規模特認校 （小学校2校）	会話科の設置：アナウンサー、劇団員等との体験授業 外国語科・外国語教育：外国人の英語指導業務会計年度任用職員（AET）が常駐	２校とも複式学級が解消し、現在は全校児童数の半数以上が学区外から通学している。
大阪市 ＨＰ参照	小中一貫校 （６校）	＜部活動＞ ・セレッソ大阪スポーツクラブコーチによる指導 ・小学校高学年からの部活動参加 ＜英語教育＞ ・小学校１年からの英語教育（外国語活動） ・中学校教員による英語指導 ・ネイティブスピーカーが常駐 ＜ＩＣＴ＞ ・プログラミング教育、ＳＴＥＡＭ教育	昨年度は、新設校を除いて、新１年生で最高２１名、新７年生で最高２０名の希望者がいた。（新設校は新１年生から新８年生まで募集） また、新設校を含めて、抽選となった学校が２校あった。

＜通学区域の弾力的運用の事例＞

都市	移動範囲	内容	現状・成果
半田市 （愛知県）	隣接校区	学校規模の適正化を図るため、規模の大きい３つの小学校については、通学区域外の学校を選択して就学できる。	対象校の学級数減少への効果が見られる年もあった。次年度は３１人が制度を利用。今後児童数の減少もあり、学校規模が解消される見込みのため次年度で終了。
宇都宮市	隣接校区	大規模校は隣接した適正規模校、小規模校へ就学ができ、適正規模校は隣接した小規模校へ就学ができる。	選択肢が拡大することは歓迎されており、毎年利用されている。昨年度は１３名が制度を利用している。
浜松市	隣接校区	指定校に隣接しているより距離の近い学校を選択して就学できる。	昨年度は小学校で１５０名程度が制度を利用している。
神戸市	隣接校区	校区変更が難しい小規模校、大規模校、過密化の対策として、希望により児童生徒が校区外からでも通学できる制度。（希望選択制）	過密化または小規模化の緩和のため、対象地区・対象校を指定して当面の間、実施している。

＜公共交通機関を利用した事例＞

都市	移動範囲	内容	現状・成果
宇都宮市	ＬＲＴ沿線	ＬＲＴ沿線にある１校の小規模小学校に、他の小学校から就学できる。	本年度から運用開始。
松山市	市内全域	市内中心部に位置する小規模の小学校３校には、公共交通機関を使って就学できる。	交通の利便性がよく、児童の半数近くがこの制度を利用している。複式学級が解消したり、適正規模を維持したりしている。（本年度は１校対象外）

＜学校選択制度に関する本市の取組の方向性＞
制度の対象は市内全域とし、小規模校・大規模校に対し学校規模の適正化を図っていく。
（理由）本市には、小規模校同士、大規模校同士が隣接しているという校区が見られ、隣接校だけを選択先とする制度では学校規模の適正化を図るには十分ではないため。